

第 5 1 号議案

平成 3 1 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 3 1 年度東大和市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 224, 215 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8, 993, 399 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表債務負担行為」による。

令和元年 9 月 3 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		千円	千円	千円
		1,015,021	3,613	1,018,634
	1 一般会計繰入金	1,015,021	3,613	1,018,634
6 繰越金		1	220,602	220,603
	1 繰越金	1	220,602	220,603
歳入合計		8,769,184	224,215	8,993,399

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円	千円	千円
		141,597	3,613	145,210
	1 総務管理費	133,375	3,613	136,988
6 諸支出金		14,405	220,602	235,007
	1 償還金及び還付加算金	14,405	790	15,195
	2 繰出金	0	25,163	25,163
	3 基金費	0	194,649	194,649
歳 出 合 計		8,769,184	224,215	8,993,399

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
窓 口 業 務 等 委 託	令和2年度から 令和5年度まで	千円 79,201